

相続における養子の取扱いについて

「相続対策に養子縁組が有効だ」との話聞いたことはありませんか。一言で養子と言っても相続におけるその取扱いはやや複雑になります。今回は相続における養子の取扱いについてお話していきます。

養子縁組とは

養子縁組とは、親子関係ではない人同士が法律上の親子関係を結ぶための制度のことをいいます。日本では古くから、子宝に恵まれなかったときの家系の存続や跡取りを設けるために広く行われてきました。大きく分けると養子縁組には2つの種類があり、それぞれ意味合いが異なります。

(1) 普通養子縁組

普通養子縁組は実親との親子関係を維持しながら、新

たな親子関係を作る手続きであり、実親、養親の両方の法定相続人になります。養親、養子の同意で成立し、実親の同意は不要です。養親になれる年齢は成年年齢が18歳に引き下げられても20歳以上です。戸籍謄本の続柄欄には、実子と区別するために養子(養女)と記載されます。

(2) 特別養子縁組

特別養子縁組は子供の福祉の増進を図るための制度であり、実親が子供を監護(子供の生活について社会通念

上必要とされる面倒をみる) することが著しく困難であったり、不相当といった事情がある場合に、児童相談所長または養親(希望者)が申し立てを行い、家庭裁判所の審判によって成立します。特別養子縁組を結ぶには、養親となる方が養子となる子供を6ヶ月以上監護していることや、実親の同意といったことが必要になります。その他に、年齢要件としては一方の養親が25歳以上であり、20歳以上の配偶者が

いること、養子の年齢は15歳未満、といったことがあります。養子縁組が成立すると、それまでの親子関係はなくなり、実親の遺産を相続できなくなります。また、普通養子縁組と違い、原則離縁(養子の解消)は認められません。戸籍謄本の続柄欄には、長男(長女)などと実子と同様に記載されます。

養子縁組と相続税

養子縁組を行うことで相続

税にも影響があります。3つのポイントに分けて解説します。

① 相続税の基礎控除額

養子を迎えることで相続税を計算する際の基礎控除に影響します。基礎控除とは、簡単にいえば「税金がかからない部分」になります。基礎控除は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」になります。養子縁組を行って、法定相続人が1人増えれば、600万円の基礎控除額が増えることとなります。

注意点として、基礎控除額の計算をする際、普通養子については法定相続人の数に含める養子の数に制限があります(特別養子に制限はありません)。人数の制限については、2つのパターンに分けて考えます。まず、被相続人(亡くなった人)に実子がいる場合は、養子1人までを法定相続人の数に含めます。そして実子がない場合は、養子2人までを法定相続人の数に含めます。普通養子を増やすことにより無制限に基礎控除額

が増えるわけではありません。

②生命保険金や死亡退職金の非課税枠

生命保険金や死亡退職金には相続税計算上の非課税枠があります。非課税枠はそれぞれ「500万円×法定相続人の数」です。前述しましたように養子縁組によって法定相続人の人数が増える場合、非課税枠が増加することから相続税計算上のメリットがあります。

③相続人に適用される税率が下がる

法定相続人の人数が増えると、それぞれの相続人たちに適用される相続税の税率が下がるケースがあります。相続税の税率についてまとめ

ると以下の表Aになります。相続税を計算する際には、遺産の金額から基礎控除額を差し引いた金額を法定相続分で分けたと仮定して、税率を掛けます。それぞれの相続人が実際に取得した相続財産に税率を掛けるわけではありません。したがって、法定相続人の人数が多くなるほど基礎控除額が増えるとともに、1人あたりの法定相

表A

法定相続分に対応する取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	55%	0円
3,000万円以下	50%	50万円
5,000万円以下	45%	200万円
1億円以下	40%	700万円
2億円以下	30%	1,700万円
3億円以下	20%	2,700万円
6億円以下	15%	4,200万円
6億円超	10%	7,200万円

続分が減少するために、計算の際に用いる税率が下がりやすくなります。それによって全体の相続税も低くなるというわけです。

養子縁組の注意点

養子縁組を検討される方もいらっしゃると思いますが、注意していただきたいポイントがありますので解説します。

①遺産分割協議で揉める可能性がある。

法定相続人が増えることによって、遺産分割の話し合いに参加する人数も増えるため、揉めやすくなります。

②相続税が2割加算されることがある。

被相続人の孫養子であり、代襲相続人でない人は相続税が2割加算されます。代襲相続人とは、本来相続人になるべき人が被相続人の死亡よりも前に死亡しており、本来の相続人の子が代わりに被

相続人の相続人となることをいいます。

③法定相続人の考え方に注意

配偶者以外の相続人には順位があり、先順位の人がいる場合、後順位の人には相続人になれません。例えば、Aさんの現時点での相続人が第三順位である兄弟2人であるとして、Aさんが養子を1人迎えると、第一順位にあたる養子1人のみが法定相続人となり、兄弟2人は法定相続人ではなくなります。つま

り、法定相続人の数が減ることによって前述しました相続税に影響がでます。

専門家に相談を

養子縁組を検討する場合、法律や税金等注意しなければいけないことが多くあります。そのため、養子縁組を検討する際は事前に専門家へ相談することをお勧めします。また、養子縁組を行うだけでなく、争続にならないように遺言書（公正証書遺言がより望ましい）を作成することも検討した方がいいでしょう。足利銀行では、相続対策全般のご相談を承っております。ぜひお近くの窓口へご相談ください。

休日のご相談は

休日ウェルズサロンをご利用ください

営業日 土曜日・日曜日

■土・日以外の祝日は休業
■12月31日～1月3日とその連続する休日、
5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間

①10:00～
②13:00～
③15:00～

完全予約制



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは「あしぎん」にご相談ください